

指定通所介護事業所

デイサービスセンター もりの家

重要事項説明書

当該事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0870300340号)

事業主体 社会福祉法人 霞桜会

目 次

| | |
|------------------------|---|
| 1. 施設経営法人 | 1 |
| 2. ご利用施設 | 1 |
| 3. 職員および職務内容 | 1 |
| 4. 営業時間 | 2 |
| 5. 通所介護計画の作成 | 2 |
| 6. 当施設が提供するサービスと利用料金 | 2 |
| (1) 介護保険給付の対象サービス | 3 |
| (2) 介護保険給付の対象外サービス | 4 |
| (3) 利用料金のお支払い方法 | 4 |
| 7. 苦情の受付について | 5 |
| 8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 | 5 |
| 9. 緊急時の対応方法 | 6 |

指定通所介護事業所 デイサービスセンターもりの家は、ご利用者に対して通所介護サービスを提供いたします。サービス提供開始にあたり厚生労働省令第37号8条に基づいて、施設の概要や提供サービスの内容、契約上等のご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします

1. 施設経営法人

- ・法人名 社会福祉法人 霞桜会
- ・法人所在地 茨城県土浦市北荒川沖町8番1号
- ・電話番号 029-830-4755
- ・代表者氏名 理事長 中津 典子
- ・設立年月 平成9年8月

2. ご利用施設

- ・施設の種類 指定通所介護事業所
- ・施設の目的 事業目的は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービスの提供を行うことを目的とする。
- ・施設の名称 デイサービスセンター もりの家
- ・施設の所在地 茨城県土浦市北荒川沖町8番1号
- ・電話番号 029-830-4722
- ・施設長（管理者）氏名 久保田 壽
- ・当施設の運営方針 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように、入浴、排泄、食事の介護、機能訓練その他の生活全般にわたる援助を行う。
また、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な提携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ・開設年月 平成10年9月
- ・入所定員 25名（介護予防通所介護事業と合わせて）
- ・サービス提供区域 土浦市全域と隣接する市町村の一部の区域（阿見町、牛久市、つくば市）とする。

3. 職員のおよび職務内容

(1) 配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定通所介護サービス提供する職種として、以下の職員を配置しています。

また、職員の配置については、指定基準を厳守しています。

なお、職員は通所介護支援事業所、介護予防通所介護事業所を兼務しています。

令和7年8月1日現在

| 職 種 | 常 勤 | 非常勤 | 計 | 備 考 |
|----------|-----|-----|---|------|
| 施設長（管理者） | 1 | | 1 | 兼務 |
| 生活相談員 | 1 | | 1 | 兼務1名 |
| 介護職員 | 4 | 4 | 8 | 兼務1名 |
| 看護職員 | | 3 | 3 | 兼務1名 |
| 機能訓練指導員 | 1 | 1 | 2 | 兼務1名 |

(2) 職務内容

職種および業務内容は、以下のとおりとします。

| 職 種 | 業 務 内 容 |
|----------|--|
| 施設長（管理者） | 事業所の業務管理、職員の管理を一元的に行う |
| 生活相談員 | ご利用者、及びその家族等からの相談に応じ、介護利用申し込みに係る調整および介護計画の作成を行う。 |
| 看護職員 | 利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、看護、及び機能訓練を行う。 |
| 介護職員 | 入浴、食事等の介助、その他生活上の介助・相談業務を行う。 |
| 機能訓練指導員 | 身体機能の維持、減退を防止する日常生活訓練を行う |

給食業務については、(株)ベストフードサービスに委託をしています。

4. 営業時間

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日まで
- (2) 営業時間 午前9時15分から午後4時30分まで
- (3) 休業日 日曜日、年末年始（12月31日から1月3日まで）

5. 通所介護計画の作成

事業所の責任者は、利用者の担当する介護支援専門員が作成した居宅介護計画に基づいて、ご利用者の心身の状況、ご希望および環境等を踏まえて自立した日常生活ができるように、具体的なサービス内容を記載した通所介護計画を作成し、利用者および家族にご説明をいたします。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを実施いたします。

当施設が提供するサービスについては、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1. 利用料金が介護保険から給付される場合2. 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険給付の対象サービス

介護保険の基準サービスについては、食費等を除き、利用者負担が 1 割負担該当の方は、9 割が介護保険から給付され、1 割が利用者負担となります。利用者負担が 2 割負担該当の方は、8 割が介護保険から給付され、2 割が利用者負担となります。利用者負担が 3 割負担該当の方は、7 割が介護保険から給付され、3 割が利用者負担となります。

サービスの概要

- ① 日常生活動作能力に応じて必要な介護をいたします。
 - ア. 排泄の介護
 - イ. 移動の介護
 - ウ. 通院の介護等、その他必要な身体の介護
 - エ. 養護(休養)
- ② 健康状態の確認
バイタルチェック (体温、血圧、脈拍)
- ③ 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、並びに利用者の身心の活性化を図るための各種を提供いたします。
 - ア. 日常生活動作訓練に関する訓練
 - イ. レクリエーション(アクティビティ・サービス)
 - ウ. グループワーク
 - エ. 行事的活動
 - オ. 体操
 - カ. 趣味活動
- ④送迎サービス
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行なう。または、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助をいたします。
- ⑤ 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供いたします。
[入浴形態]
 - ア. 一般浴槽による入浴
 - イ. 特殊浴槽により入浴
[介助の種類(必要に応じて行います)]
 - ア. 衣類の着脱
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助
- ⑥ 食事サービス
 - ア. 準備、後始末の介助
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他必要な食事介助
- ⑦ 相談、助言等に関すること
利用者およびその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言をいたします。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. 家庭介護者教室の開催
- エ. その他の必要な相談、助言

(2) 介護保険給付の対象外サービス

介護保険の対象外サービスとは、事業者は利用者との合意に基づき、利用者が全額負担するものです。

サービスの概要と利用料金

① 食事

栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供いたします。

（利用料金：食材費＋調理費の実費相当）

② 特別な食事

利用者の特別なご希望に基づく特別な食事を提供いたします。

（利用料金：食材費＋調理費の実費）

③ 介護保険給付の限度額を超える介護サービス

利用者の家族の都合により、本来の利用限度額を超えてサービスを提供いたします。

（利用料金：所定の料金）

④ 通常の事業区域を超える送迎サービス

通常の事業の実施区域を越える送迎サービスを提供いたします。

（利用料金：20円／1km）

⑤ 利用者が日常生活を送る上で必要と思われるサービス

レクリエーション、趣味活動等に係る費用またはコピーの交付の諸費用等、利用者が生活する上で必要と思われるサービスを提供いたします。

（利用料金：実費）

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

お支払方法

- ① 金融機関からの自動引き落とし
茨城県内に本店のある I-NET 加盟
(翌月20日、土日祭日は翌営業日の引き落とし)
- ② 事務所での現金払い(25日までに支払い下さい)

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談については、下記の専用窓口で受付をいたします。

| | |
|------|--|
| 受付窓口 | 茨城県土浦市北荒川沖8番1号 通所介護事業所 デイサービスセンター もりの家 電話 029-830-4722 |
| 受付時間 | 毎週月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで |
| 担当者 | 生活相談員 飯島 正光 |

また、苦情等の受付ボックスを玄関ロビーに設置しております

(2) 行政機関等の苦情の受付

行政機関等の苦情等の受付は下記のとおりです。

| | |
|-------------------------|---|
| 土浦市 保健福祉部高齢福祉課 | 電話番号 029-826-1111 住 所 土浦市下高津 1-20-35 |
| 茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 | 電話番号 029-301-1565 住 所 水戸市笠原町 978-26 |
| 茨城県社会福祉協議会 | 電話番号 029-241-1133 住 所 水戸市千波町 1918 |

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況 有 ・ 無

9. 緊急時の対応方法

ご利用者の急変時には下記の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先にご連絡いたします。

ご利用者の主治医

主治医 _____

所属医療機関名称 _____

所在地 _____

電話番号 _____

緊急連絡先

氏名 _____

住所 _____

電話番号(昼間) _____

(夜間) _____

勤務先(名称) _____

勤務先(電話番号) _____

令和 年 月 日

通所サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項について説明をいたしました。

指定通所介護事業所 デイサービスセンターもりの家

説明者 氏名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、指定通所介護施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ ㊞

利用者の家族

住所 _____

氏名 _____ ㊞

重要事項説明書付属文書

【事故発生時の対応】

サービス提供により事故が発生した場合には、契約者等、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な処置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置等について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償をすみやかに行います。

【守秘義務に関する対策】

当施設では、業務上知り得た利用者またはその関係者の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

【身体拘束の禁止】

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び契約者へ十分な説明をし、同意を得るとともにその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

【非常災害対策】

当施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救助その他の訓練を行うものとします。

【衛生管理及び感染症対策】

利用者と施設の衛生管理に努め、感染症が発生し、または蔓延しないように指針に基づき対策を講じます。

【虐待防止に関する事項】

利用者の人権擁護、虐待の発生または、その再発を防止するための措置を講じるものとします。サービス提供中に当該施設職員又は、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

【業務継続計画の策定等】

施設は感染症や非常災害の発生において利用者に対する、施設サービスの手教を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

【職場におけるハラスメント防止】

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要夏相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、必要な対策を講じます。

重要事項説明書 令和6年4月1日